

20歳がスタート!

国民年金



今年20歳を迎えられる皆さん、ご成人おめでとうございます。

国民年金はすべての公的年金制度の基礎となるもので、日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入することが法律で義務づけられています。学生の方も加入しなければなりません。公的年金制度は、現役世代が高齢世代を支え、今の現役世代が高齢世代になったときには次の世代が支えるという「世代と世代の支えあい」のしくみで成り立っています。

20歳を迎えられるこの機会にしっかりと人生計画を立て、自分自身の将来のために国民年金に加入し、保険料を納めてください。

納付が困難な方は、学生納付特例や申請免除という制度がありますので、役場住民課または草津社会保険事務所までお問い合わせください。

※20歳を迎えられるすべての方を対象として、20歳の誕生日の前月に、社会保険事務所から「国民年金被保険者調査・資格取得届」(はがき)をお送りしています。必要事項を記入のうえ、社会保険事務所まで返送してください。

年金受給者の皆さんへ

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

社会保険庁から、国民年金や厚生年金などの老齢年金を受給されている方を対象として、1月下旬に「平成20年分の公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

この「源泉徴収票」は、平成20年中に年金から天引きで納付いただいた介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税額が表示されており、所得税(町県民税)の確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、障害年金や遺族年金は課税対象ではありませんので、「源泉徴収票」は送付されません。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 7784

草津社会保険事務所 国民年金業務課

☎ 077156712220

国保税と長寿医療制度の保険料納付方法が選択できるようになります



国民健康保険税と長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料が年金天引きされている方について、申請により口座振替で納付できる方を拡大するよう、国において決定されました。

詳しくは、国保税については税務課住民税担当へ、長寿医療制度については住民課保険年金担当へお問い合わせください。

●「口座振替」に変更される方は手続きが必要です

平成21年4月から、国保税(65〜74歳)と長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料の納付方法について、「年金からのお支払い」から「口座振替」に変更できる方が拡大されました。

現在、要件となっている①国保税を2年間確実に納付している②連帯納付義務者(世帯主または配偶者)がいて年金収入が180万円未満の2つが撤廃されます。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

口座振替に変更される方は、役場の窓口にて手続きをお願いいたします。平成21年1月中旬に手続きいただと、平成21年4月分の年金からのお支払いが中止され、7月か

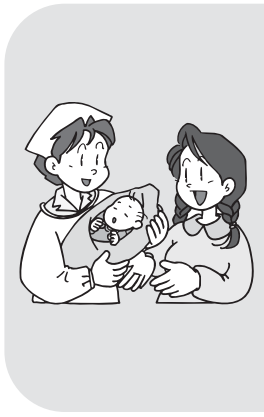
ら口座振替によりお支払いいただくこととなります。

なお、口座振替であっても、お支払いいただく保険料の総額は変わりません。

出産育児一時金の支給額が変わります

平成21年1月から、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合の出産育児一時金の支給額を35万円から38万円に引き上げます。

同制度に未加入の分娩機関で出産した場合は35万円の支給となります。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 7784

税務課 住民税担当

☎ 6570 有線 5093